

# 歩 掛 関 係

令和2年8月3日以降

3 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合が3%を超える場合または処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
一 般 管 理 費 等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額（P）＋準備費等に含まれる処分費」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。

(注) 1. 上表の処分費等は、準備費等に含まれる処分費を含む。

なお、準備費等とは、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費をいう。

2. これにより難しい場合は別途考慮するものとする。

4 「長崎県産業廃棄物税相当額」の取扱い

「長崎県産業廃棄物税相当額」は間接工事費等の率計算の対象としない。

削除

## 施工箇所が点在する工事の積算（試行）＜積算イメージ＞

	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">通常積算</div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">点在工事の積算</div>
<p>【直接工事費】</p> <p>【共通仮設費】</p> <p>【現場管理費】</p> <p>【一般管理費】</p>	<p style="font-size: small;">A①工区 A②工区 A③工区 B工区</p> <p style="font-size: small;">A①+A②+A③+B</p> <p style="font-size: small;">+</p> <p style="font-size: small;">共通0</p> <p style="font-size: small;">+</p> <p style="font-size: small;">現場0</p> <p style="font-size: small;">+</p> <p style="font-size: small;">一般0</p>	<p style="font-size: small;">A①工区 A②工区 A③工区 B工区</p> <p style="font-size: small;">A① A② A③ B</p> <p style="font-size: small;">+</p> <p style="font-size: small;">共通1 共通2 共通3 共通4</p> <p style="font-size: small;">+</p> <p style="font-size: small;">現場1 現場2 現場3 現場4</p> <p style="font-size: small;">+</p> <p style="font-size: small;">一般1</p>
共通仮設費の算定	共通0：（A①+A②+A③+B）を対象額として算出	<p>共通1：A①を対象額として算出</p> <p>共通2：A②を対象額として算出</p> <p>共通3：A③を対象額として算出</p> <p>共通4：B を対象額として算出</p>
現場管理費の算定	現場0：（A①+A②+A③+B+共通0）を対象額として算出	<p>現場1：（A①+共通1）を対象額として算出</p> <p>現場2：（A②+共通2）を対象額として算出</p> <p>現場3：（A③+共通3）を対象額として算出</p> <p>現場4：（B +共通4）を対象額として算出</p>
一般管理費の算定	一般0：（A①+A②+A③+B+共通0+現場0）を対象額として算出	一般1：（A①+A②+A③+B+共通1+共通2+共通3+共通4+現場1+現場2+現場3+現場4）を対象額として算出
処分費等諸経費対象外金額	本工事全体で合算して算出された処分費等諸経費対象外金額は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の率計算の対象としない。	各工区ごとに算出された処分費等諸経費対象外金額は、各工区の共通仮設費、現場管理費の率計算の対象としない。 また、本工事全体の一般管理費の率計算の対象としない。

# 設計業務等の積算

## ① 設計等における数値の扱い

### 1 設計価格等の扱い

設計に使用する価格は、原則として、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。

$$(\text{設計に使用する価格}) = (\text{内税価格}) \div (1 + \text{消費税率})$$

なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。

### 2 端数処理等の方法

#### (1) 数量

数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第3位（小数第4位四捨五入）まで算出する。

#### (2) 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

#### (3) 補正係数及び変化率

補正係数及び変化率は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

#### (4) 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は1円単位（1円未満切捨て）とする。

#### (5) 雑品（地質調査業務についてのみ）

雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1円単位（1円未満切捨て）とする。

#### (6) 単価表の合計額

原則として、端数処理は行わない。

#### (7) 内訳書の合計金額

内訳書の合計金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

#### (8) 印刷製本費（積上）、旅費交通費（積上）、その他（積上）の各項目ごとの金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

#### (9) 諸経費対象外

諸経費対象外の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り上げる。

#### (10) 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

#### (11) 諸経費（測量業務、地質調査業務）

諸経費は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

#### (12) その他原価（土木設計業務）

その他原価は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

#### (13) 業務原価（土木設計業務）

業務原価は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

#### (14) 一般管理費等（土木設計業務）

一般管理費等は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

(15) 業務価格

業務価格は、1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。

### 3 設計表示単位

(1) 設計表示単位の取扱い

- 1) 設計表示単位及び数値は、次項以降の(2)設計表示単位一覧のとおりとする。
- 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁(有効数字2桁目四捨五入)の数量を設計表示単位とする。
- 3) (2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。
- 4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。
- 5) 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。
- 6) 契約数量は設計計上数量とする。
- 7) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。
- 8) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。

## 設計業務(地質調査業務の解析等調査業務を含む)

### 印刷製本費

公表用

#### 適用範囲

- ・ 長崎県で発注する設計業務の印刷製本費用に摘要する。

#### 注意事項

- ・ 紙代（プリンタのリース料など）、金文字黒表紙パイプ式ファイル、図面袋等の資材代及び印刷に要する一切の費用を含む。
- ・ 電子成果品作成費は別途計上することから、電子データで完成している報告書を印刷し、製本（穴あけ・綴じ込み・図面折り込み）作業に要する費用を含む。
- ・ 大図面（A0,A1サイズ等）については、発注者から要求される標準的な枚数を含む。
- ・ 設計変更により直接人件費が増減する場合は、印刷製本費についても適切に変更すること。
- ・ 中間報告書は打合せに要する費用に含まれる。
- ・ 直接人件費10百万円を超える場合は、起工前に参考見積りを徴すること。

1部あたり

表紙（外枠）	直接人件費	直接経費	備考
金文字黒表紙	～1百万円	28千円	
	～2百万円	40千円	
	～3百万円	58千円	
	～4百万円	72千円	
	～5百万円	82千円	
	～6百万円	86千円	
	～7百万円	99千円	
	～8百万円	103千円	
	～9百万円	117千円	
	～10百万円	123千円	
パイプ式ファイル	～1百万円	22千円	
	～2百万円	34千円	
	～3百万円	50千円	
	～4百万円	62千円	
	～5百万円	69千円	
	～6百万円	74千円	
	～7百万円	87千円	
	～8百万円	91千円	
	～9百万円	105千円	
	～10百万円	109千円	

## 測量業務、地質調査業務

### 印刷製本費

公表用

#### 適用範囲

- ・長崎県で発注する測量業務及び地質調査業務の印刷製本費用に摘要する。

#### 注意事項

- ・紙代（プリンタのリース料など）、金文字黒表紙、ドッチファイル、図面袋等の資材代及び印刷に要する一切の費用を含む。
- ・電子成果品作成費は別途計上することから、電子データで完成している報告書を印刷し、製本（穴あけ・綴じ込み・図面折り込み）作業に要する費用を含む。
- ・大図面（A0,A1サイズ等）については、発注者から要求される標準的な枚数を含む。
- ・設計変更により直接人件（調査）費が増減する場合は、印刷製本費についても適切に変更すること。
- ・中間報告書は打合せに要する費用に含まれる。
- ・直接人件費10百万円を超える場合は、起工前に参考見積りを徴すること。
- ・測量や設計など合わせて発注する場合、業務ごとに印刷製本費を計上すること。

1部あたり

表紙（外枠）	直接人件費（測量） 直接調査費（地質調査）	直接経費（測量）	直接経費（地質調査）	備考
金文字黒表紙	～1百万円	28千円	28千円	
	～2百万円	40千円	40千円	
	～3百万円	58千円	58千円	
	～4百万円	72千円	72千円	
	～5百万円	82千円	82千円	
	～6百万円	86千円	86千円	
	～7百万円	99千円	99千円	
	～8百万円	103千円	103千円	
	～9百万円	117千円	117千円	
	～10百万円	123千円	123千円	
ドッチファイル	～1百万円	22千円	22千円	
	～2百万円	34千円	34千円	
	～3百万円	50千円	50千円	
	～4百万円	62千円	62千円	
	～5百万円	69千円	69千円	
	～6百万円	74千円	74千円	
	～7百万円	87千円	87千円	
	～8百万円	91千円	91千円	
	～9百万円	105千円	105千円	
	～10百万円	109千円	109千円	